

1. 趣旨

- じん肺法（昭和35年3月31日法律第30号）第4条により、じん肺管理区分の判定においては、申請者から提出された胸部エックス線写真を「じん肺標準エックス線フィルム」（昭和53年）及び「じん肺標準エックス線写真集」（平成23年）と比較することとしている。
- 厚生労働科学研究費補助金 健康安全確保総合研究分野 労働安全衛生総合研究の芦澤和人らによるじん肺エックス線写真による診断精度向上に関する研究（平成29年～令和元年）の報告書によると、「じん肺標準エックス線写真集」に症例の偏り、不足、差し替え及び追加が望ましい症例があるという最新の知見が得られており、最新の科学的根拠に則り、「じん肺標準エックス線写真集」を改定する必要性が高まっている。
- このため、厚生労働省労働基準局安全衛生部長の下に有識者の参集を求め、デジタル撮影の普及も踏まえ、「じん肺標準エックス線写真集」の改定の必要性とともに、その他のじん肺管理区分の判定における画像診断の関連内容も含め、今後のじん肺管理区分の判定のあり方について検討する。

2. 検討項目

- (1) 「じん肺標準エックス線写真集」の改定について
- (2) じん肺管理区分の判定における画像診断のあり方について
- (3) その他

3. 検討会委員

検討中

（じん肺に関する専門家、有識者等）

4. 今後のスケジュール

- 令和5年上半期～ 検討会開催（3～4回開催を予定）
- 検討会報告書を踏まえ、じん肺標準エックス線写真集の改定等に対応